

高浜発電所 1、2号機および美浜発電所 3号機の運転方針について

2021年5月12日
関西電力株式会社

当社は、本日、高浜発電所 1、2号機および美浜発電所 3号機について、安全最優先の観点から慎重に再稼働させるための工程を検討した結果、以下のとおり運転方針を決定しました。

【高浜発電所 1号機】

高浜発電所 1号機は、5月14日から燃料装荷を開始し、その後、燃料装荷することで実施できる自主的な点検などを行い、各種機器の健全性を確認します。

なお、6月9日には冷温停止状態にする必要がある^{*}ため、原子炉起動には至りませんが、引き続き、特定重大事故等対処施設工事を安全最優先で進め、工事完了後に再稼働することとします。

※ 高浜発電所 1、2号機の特定重大事故等対処施設の設置期限は6月9日となっているが、当社は設置期限までに同施設が完成できないと判断したことから、同日までに冷温停止状態にすることを表明する文書を原子力規制委員会に提出している。

【美浜発電所 3号機】

美浜発電所 3号機は、5月20日から燃料装荷を開始し、6月下旬に原子炉起動・並列、その後、7月下旬には総合負荷性能検査を行い、本格運転を再開する予定です。

また、原子炉起動までに総点検を行い、トラブルの未然防止を図ります。

なお、特定重大事故等対処施設が設置期限である10月25日までに完成しないことから、同日までに冷温停止状態にすることとします。

【高浜発電所 2号機】

引き続き、安全性向上対策工事と特定重大事故等対処施設工事を安全最優先で進め、工事完了後に再稼働することとします。

当社は、高浜発電所 1、2号機および美浜発電所 3号機の再稼働に向けた取り組みについて、安全を最優先に緊張感を持って進めるとともに、引き続き、稼働中の原子力プラントの安全・安定運転に努めてまいります。

以上

添付資料 1：高浜発電所 1号機および美浜発電所 3号機の工程について

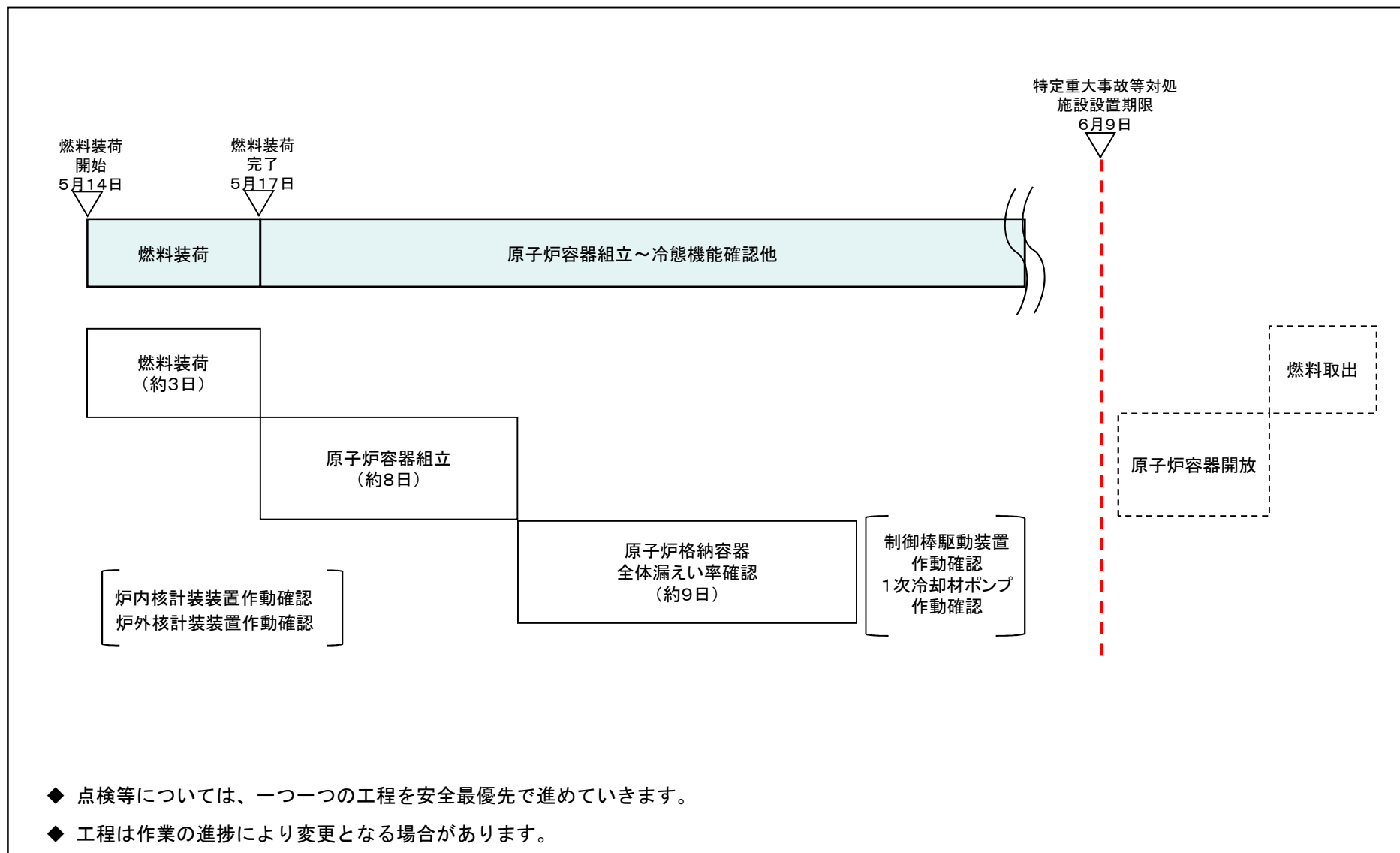
添付資料 2：美浜発電所 3号機の特定重大事故等対処施設等が法定の期限内に完成しないことに対する当社の対応について

高浜発電所1号機および美浜発電所3号機の 工程について

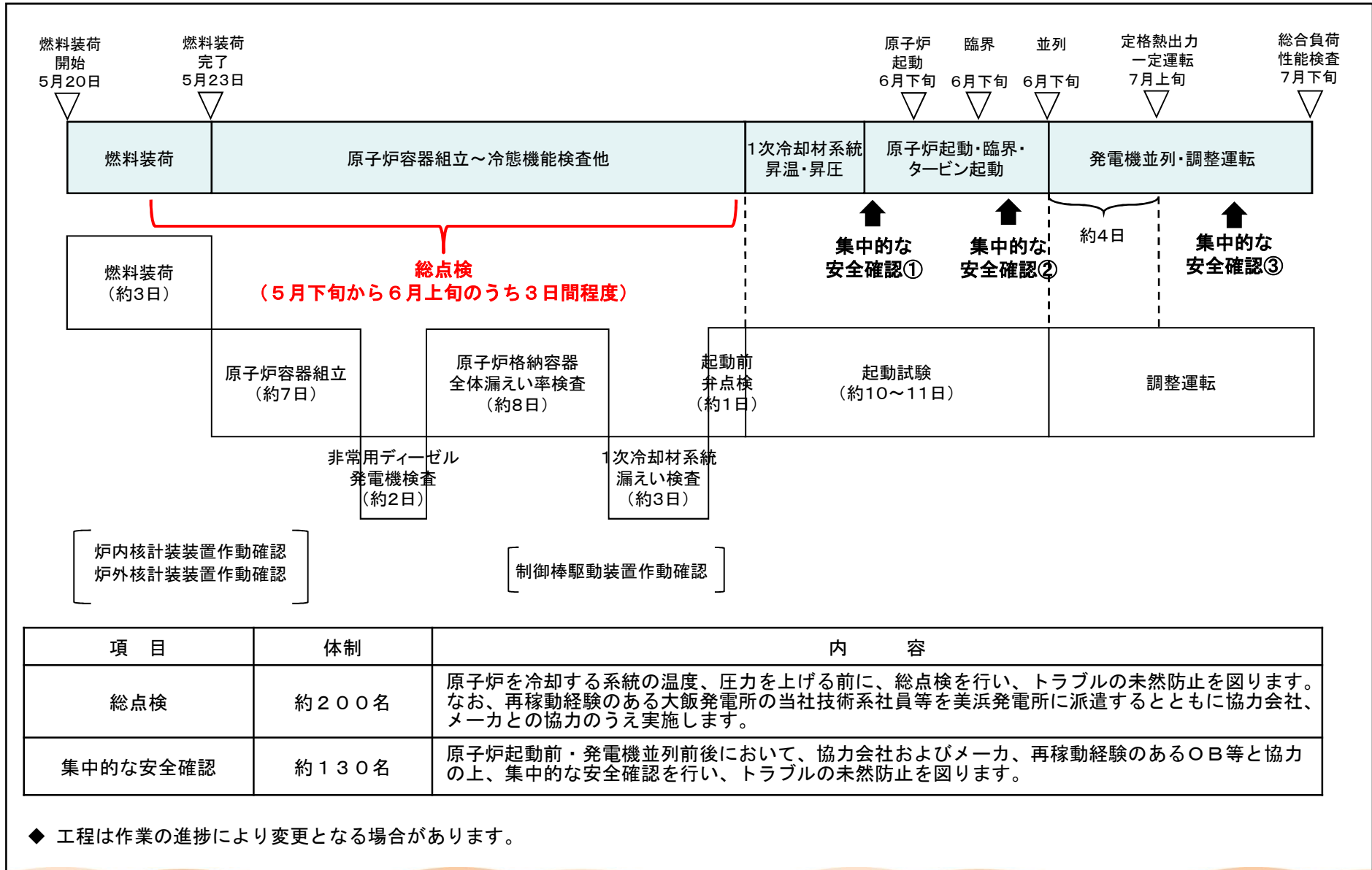
2021年5月12日
関西電力株式会社



高浜発電所1号機の点検等の工程について



美浜発電所3号機の再稼働工程について



関原発第88号
2021年5月12日

原子力規制委員会 殿

大阪市北区中之島3丁目6番16号
関西電力株式会社
執行役社長 森本 孝

美浜発電所3号機の特定重大事故等対処施設等が
法定の期限内に完成しないことに対する当社の対応について

美浜発電所3号機においては、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第四十三条の三の六」に基づき設置する特定重大事故等対処施設及び常設直流電源設備（3系統目）（以下「特重施設等」という。）が法定の期限内に完成しないことから、別紙のとおり対応を行うこととします。

別紙 美浜発電所3号機 特重施設等設置に係る対応

以上

美浜発電所3号機 特重施設等設置に係る対応

1. 特重施設等の設置に係る対応

美浜発電所3号機は、経過措置期間が満了する日の24時までに原子炉を冷温停止状態^{※1}とし、特重施設等の使用前確認を受けるまでの期間、冷温停止状態を継続する。

	定期検査開始日	経過措置期間満了日
美浜発電所3号機 第25回定期検査中	2011.5.14	2021.10.25

※1 保安規定に定める原子炉の運転モードが「モード5」、「モード6」又は「モード外」

2. 特重施設等の使用前確認後の対応

特重施設等の使用前確認を受けた後、原子炉を起動し発電を再開する。

以 上